

2024年中国知財司法裁判状況概観

—AIや営業秘密に関する判例を見ながら

June 2025

方達について

方達法律事務所は、1993年に設立され、中国法と香港法に関するリーガルサービスを提供している総合法律事務所です。

方達は、約800名の弁護士を擁しており、専門分野別に業務チームを設けていますが、ワンファーム

(OneFirm) の理念の下で各チームは高度に統合されており、クライアントのニーズや案件の性質に合わせて最適な人員を選んで作業チームを組み、事務所として長年に渡って蓄積した豊富なノウハウをフルに活用し、最善なリーガルサービスを提供することができます。

方達は、十数名の日本語が堪能な中国人弁護士からなる**日本業務チーム**を設けており、日常的なコーポレート業務から、M&A等の投資業務、企業再編、解散・清算、人員整理、労働対応、コンプライアンス、独占禁止対応、サイバーセキュリティ、データセキュリティ、さらに知的財産権等の紛争解決まで、日系企業が中国において直面する各種の法的問題について、全面的なリーガル・サービスを提供しています。

FANGDA PARTNERS
方達法律事務所

金 曉特

日本業務チーム・パートナー

xiaote.jin@fangdalaw.com



復旦大学法学学士、北海道大学法学修士

金曉特弁護士は、知的財産、人員整理、労働対応、紛争解決及び一般会社法務を中心に、10年以上日系企業をクライアントとしてリーガルサービスを提供してきた経験を有しています。

全国裁判所における知 財案件関連統計データ

01

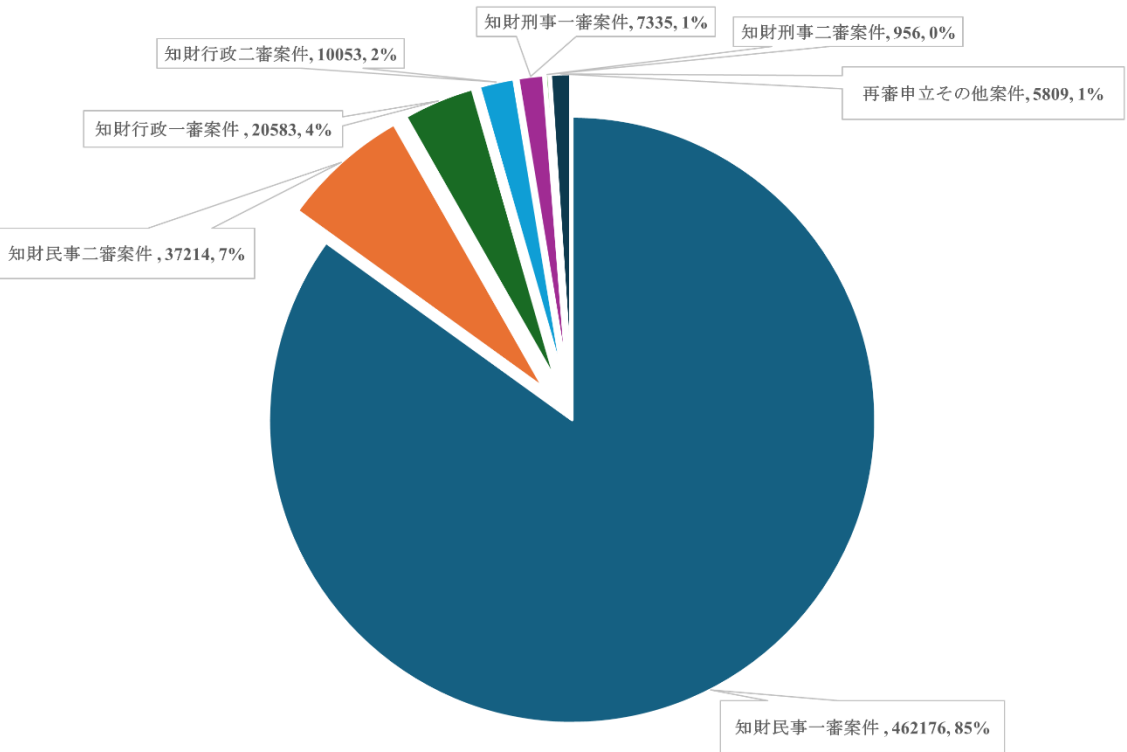
全国裁判所における知財案件関連統計データ

	2023年		2024年	
	新規受理件数	結審件数	新規受理件数	結審件数
一審、二審、再審申立等を含む各種知財案件	544126	544112	529370	543911
知財民事一審案件	462176	460306	449923	457315
知財民事二審案件	37214	38713	30486	32055
知財行政一審案件	20583	22340	20849	27745
知財行政二審案件	10053	9259	11666	10874
知財刑事一審案件	7335	6967	9120	9003
知財刑事二審案件	956	965	1112	1068
※一審涉外案件	7883		8252	
※懲罰的賠償案件		319		460

※出所：中国法院知識産権司法保護状況（2023）、（2024）

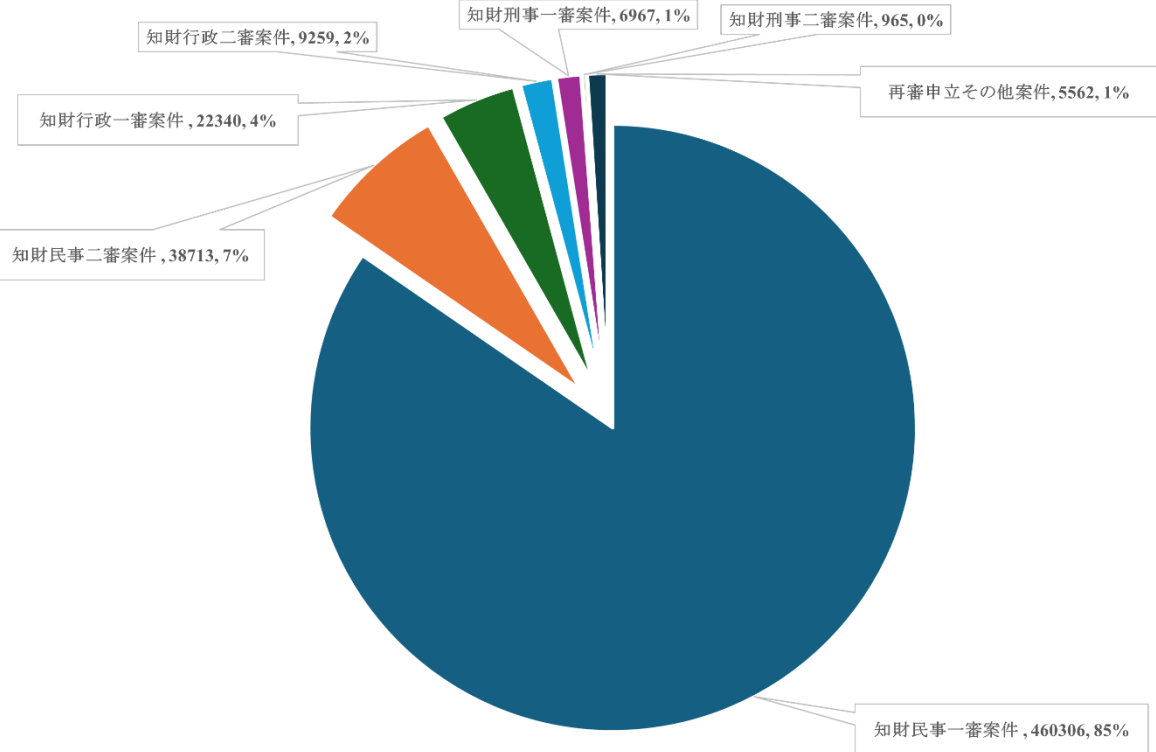
全国裁判所における知財案件関連統計データ

2023年全国知財案件新規受理件数統計



※一審涉外案件，7883，1.7%

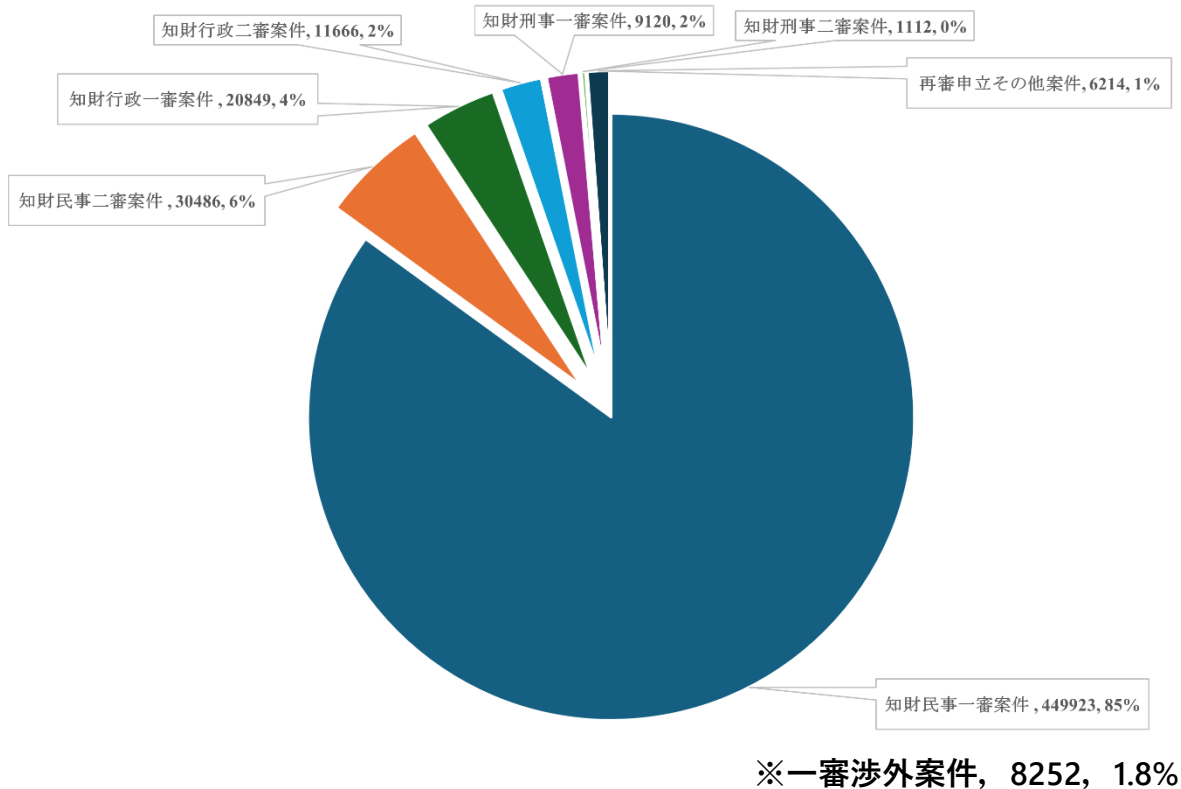
2023年全国知財案件結審件数統計



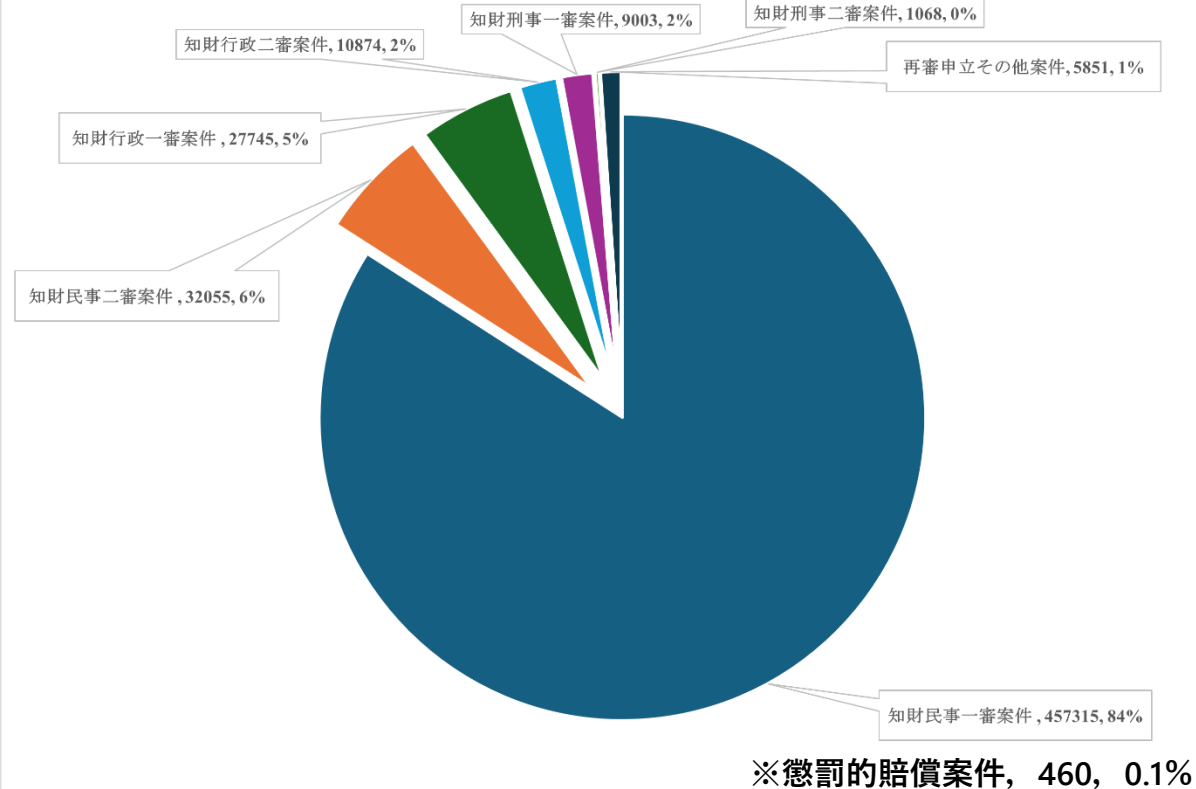
※懲罰的賠償案件，319，0.07%

全国裁判所における知財案件関連統計データ

2024年全国知財案件新規受理件数統計



2024年全国知財案件結審件数統計



全国裁判所における知財案件関連統計データ

FANGDA PARTNERS
方達律師事務所

(単位: 件)

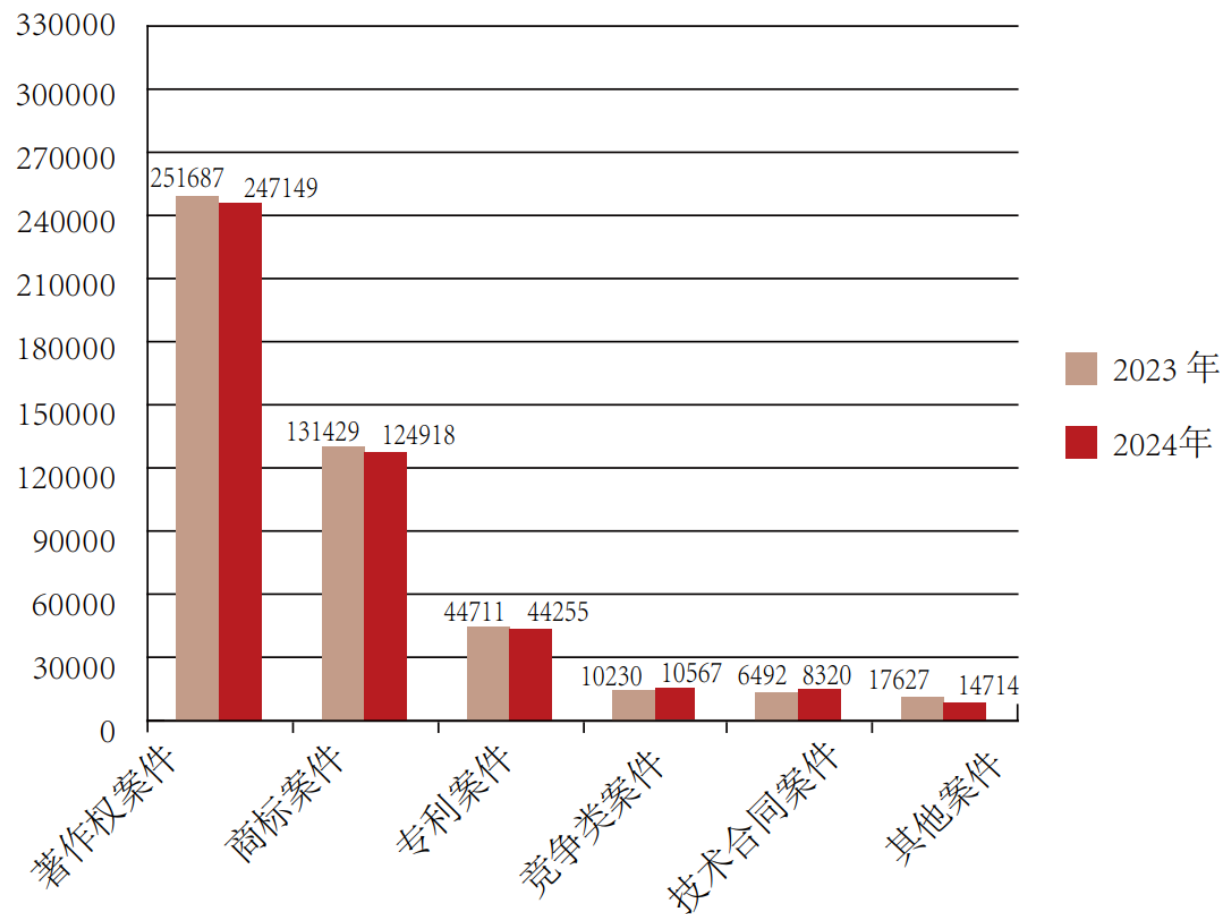


图 1 2024年与2023年全国法院新收知识产权民事一审案件数量对比

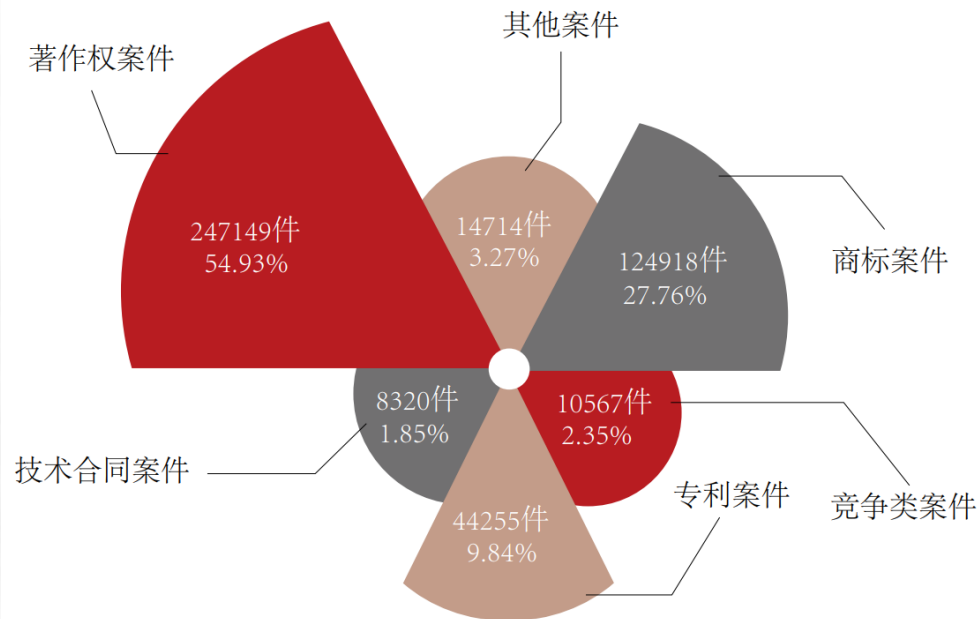


图 2 2024年全国法院新收知识产权民事一审案件类型与数量

※出所：中国法院知識産権司法保護状況（2023）、（2024）

全国裁判所における知財案件関連統計データ

FANGDA PARTNERS
方達 律師事務所

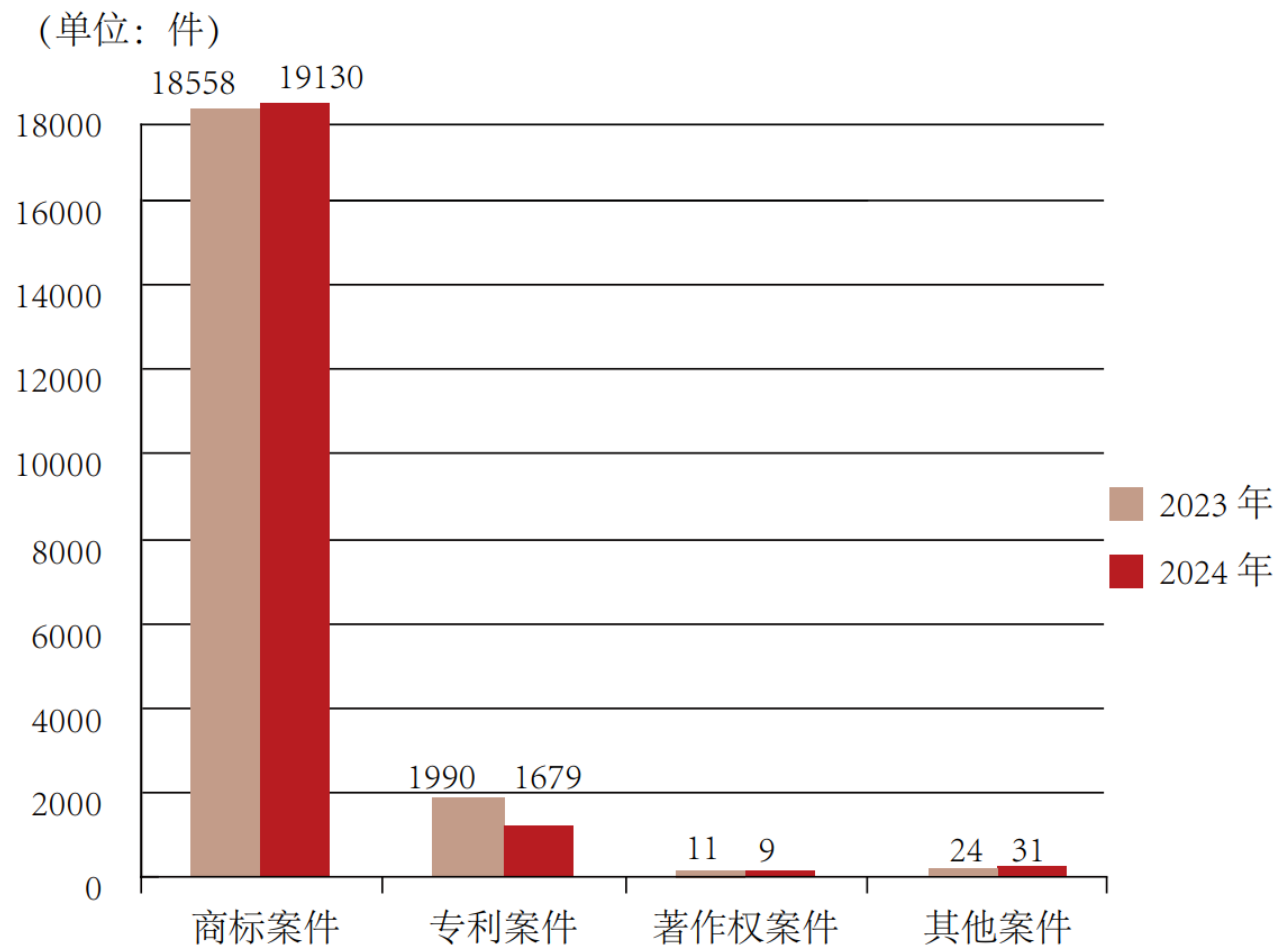


图 3 2024年与2023年全国法院新收知识产权行政一审案件数量对比

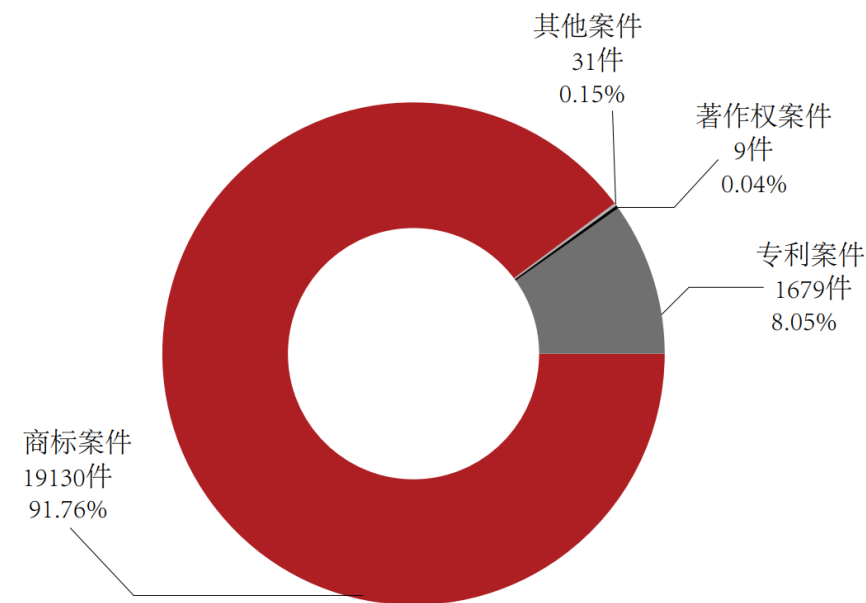


图 4 2024年全国法院新收知识产权行政一审案件类型与数量

※2023年知財行政二審案件結審案件9259件のうち、控訴棄却が7477件、自判が1551件、差戻しが1件、取り下げが208件、却下が3件、その他が19件。控訴棄却は約80.8%

※2024年知財行政二審案件結審案件10874件のうち、控訴棄却が9420件、自判が1091件、差戻しが2件、取り下げが207件、和解が4件、その他が150件。控訴棄却は約86.6%

※出所：中国法院知識産権司法保護状況（2023）、（2024）

全国裁判所における知財案件関連統計データ

FANGDA PARTNERS
方達律師事務所

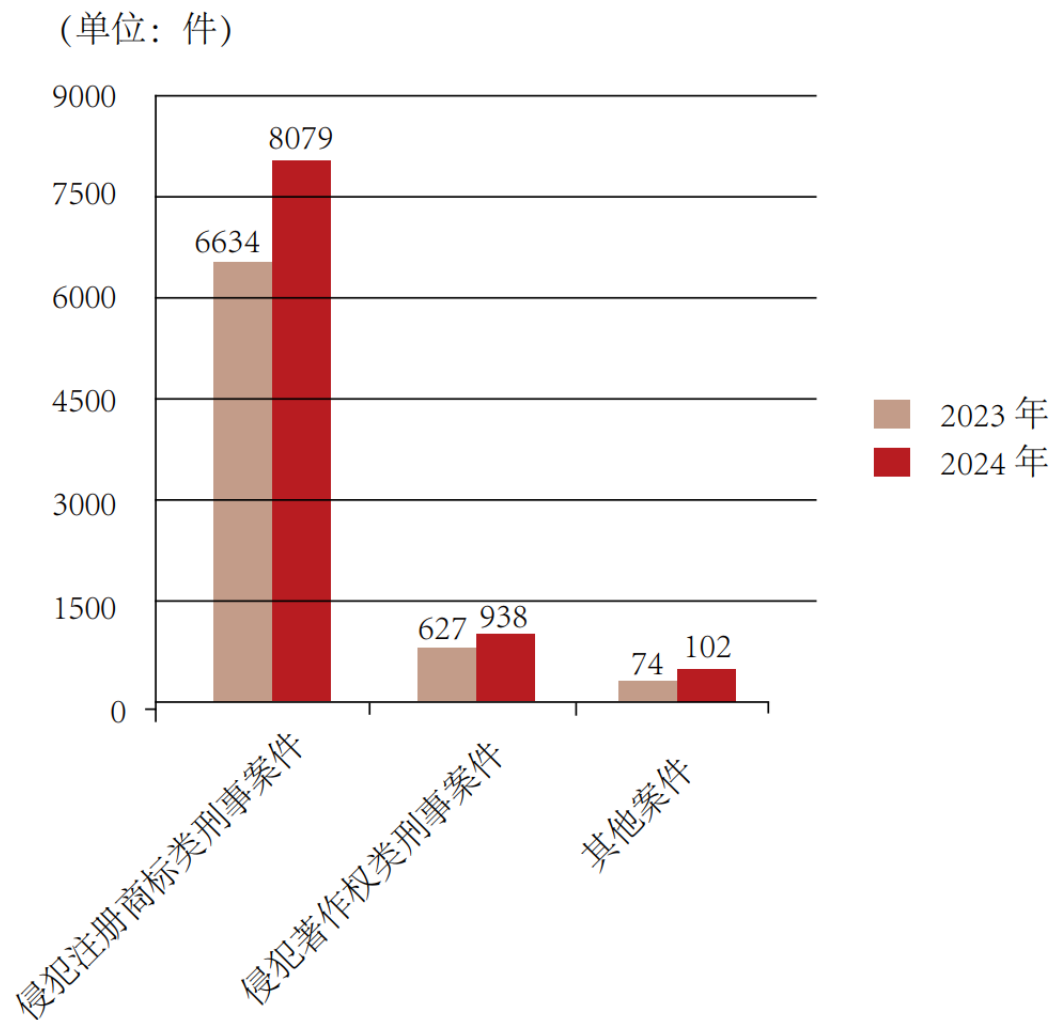


图 5 2024年与2023年全国法院新收知识产权刑事一审案件数量对比

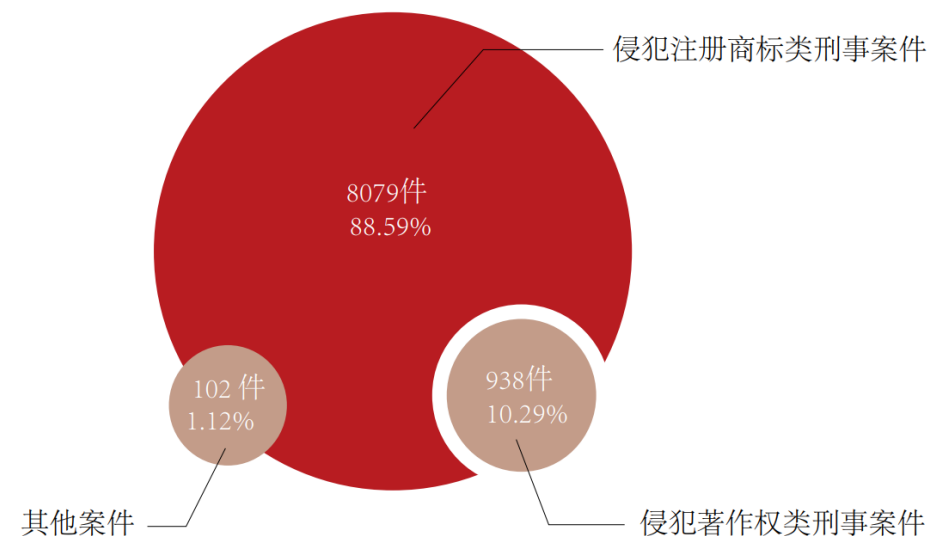


图 6 2024年全国法院新收知识产权刑事一审案件类型与数量

※出所：中国法院知識產權司法保護狀況（2023）、（2024）

判例紹介

AIに関する判例—AI生成物の著作物性

「考え方」の概要: AI生成物の著作物性



AI生成物の著作物性

- 著作権法上、著作物は「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されています(法第2条第1項第1号)。

《著作権法の「著作物」の定義》
(法第2条第1項第1号)

- ① 思想又は感情を
- ② 創作的に
- ③ 表現したものであつて、
- ④ 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

- AIが自律的に生成したもの※は、「思想又は感情を創作的に表現したもの」ではなく、著作物に該当しないと考えられます。

※ 人が何ら指示を与えず(又は簡単な指示を与えるにとどまり)「生成」のボタンを押すだけでAIが生成したもの等

- これに対して、人が思想又は感情を創作的に表現するための「道具」としてAIを使用したものと認められれば、著作物に該当し、AI利用者が著作者となると考えられます。

※ なお、著作権法上「著作者」となることができるのは人(自然人又は法人)のみであり、法人格を持たないAI自体が著作者となることはありません。

- 人がAIを「道具」として使用したといえるか否かは、人の「創作意図」があるか、及び、人が「創作的寄与」と認められる行為を行ったか、によって判断されます。

※出所：文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」
【概要】(令和6年4月)

AIに関する判例—AI生成物の著作物性

「考え方」の概要：AI生成物の著作物性



生成AIに対する指示の具体性とAI生成物の著作物性の関係について

■ AI生成物について、どのような場合に「創作的寄与」があると認められるかについては、以下のように考えられます※¹。

- AI生成物の著作物性は、個々のAI生成物について、個別具体的な事情に応じて判断される※²。
- 具体的には、AI利用者の行為のうち、単なる労力にとどまらない「創作的寄与」となり得るものがどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮して判断される。

著作物性の判断要素と考えられるものの例

- ✓ 指示・入力の分量：「創作的表現といえるものを具体的に示す詳細な指示」は、「創作的寄与がある」と評価される可能性を高める（これに対して、長大な指示（プロンプト）でも、創作的表現に至らないアイデアを示すにとどまる指示であれば、創作的寄与の判断には影響しない）。
- ✓ 生成の試行回数：試行回数が多いこと自体は、創作的寄与の判断に影響しない。生成物を確認し指示・入力を修正しつつ試行を繰り返すといった場合には、著作物性が認められる場合もある。
- ✓ 複数の生成物からの選択：単なる選択行為自体は創作的寄与の判断に影響しない。他方で、通常創作性があると考えられる行為であっても、その要素として選択行為があるものもあり、こうした行為との関係についても考慮する必要がある。
- また、人間が、AI生成物に創作的表現といえるような加筆・修正を加えた場合は、通常、その加筆・修正が加えられた部分については、著作物性が認められる。

※¹ なお、「AI生成物が著作物となるか」という問題と、「AIによる生成物の生成、又は生成物の利用が既存の著作物の著作権侵害となるか」という問題は別個の問題であるため、留意が必要です。AI生成物が著作物となる場合でも、既存の著作物との類似性及び依拠性が認められる場合、当該生成物の生成や利用といった行為は、既存の著作物の著作権侵害となり得ます。

※² そのため、「AI生成物であること」によって一律に、「著作物に該当する／しない」が決まるものではありません。

※出所：文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」
【概要】（令和6年4月）

AIに関する判例—AI生成物の著作物性

「AI生成図判例第一号」

(2023)京0491民初11279号
裁判所：北京インターネット法院
判決日：2023年11月

⇒ 著作物性を肯定



AIに関する判例—AI生成物の著作物性

FANGDA PARTNERS
方達律師事務所

「AI生成図判例第一号」
(2023)京0491民初11279号
判決日：2023年11月

「著作物」とは、文学、芸術及び科学の分野において独創性を有し、かつある種の有形的な形式で表現できる知的成果を指す。（著作権法第3条）

➤ 知的成果

原告が本件画像の構想を起こしてから、最終的に本件画像を選定するまでの全過程において、原告は一定の知的投入を行った。具体的には、キャラクターの表現方法の設計、提示語の選定、提示語の順序の配置、関連するパラメータの設定、期待に合致する画像の選定などが含まれる。本件画像は原告の知的投入を反映しており、したがって、本件画像は「知的成果」の要件を具備している。

➤ 独創性

原告は、キャラクター及びその表現方法などの画面要素を提示語によって設計し、画面のレイアウトや構図についてはパラメータを設定することで、原告自身の選択と配置を反映させた。一方で、原告は提示語を入力し関連パラメータを設定した後、第一枚の画像を取得し、その後継続的に提示語を追加し、パラメータを修正することで調整を行い、最終的に本件画像を取得した。この調整修正の過程は、原告の美的選択と個性判断をも反映している.....本件画像は「機械的な知的成果」ではない。反対証拠がない限り、本件画像は原告により独立して完成されたものであり、原告の個性表現を体現していると認められる。以上のことから、本件画像は「独創性」の要件を具備している。

人々が人工知能モデルを使用して画像を生成する際、...本質的には依然として人がツールを利用して創作を行っていることになる。すなわち、創作過程において知的投入を行っているのは人間であり、人工知能モデルではない。創作を促進することは、著作権制度の核心的目的であり...人工知能によって生成された画像は、人の独創的な知的投入を反映している限り、著作物として認定され、著作権法の保護を受けるべき。」

AIに関する判例ーAI生成物の著作物性

FANGDA PARTNERS
方達 法律事務所

「AI生成画像判例第一号」
(2023)京0491民初11279号
判決日：2023年11月

➤ 著作権者の認定について

- 著作権法上の著作者は自然人、法人または非法人組織に限られるため、人工知能モデル自体は著作権法上の著作者にはならない。したがって、本件画像は本件人工知能モデルによって「描かれた」としても、人工知能モデルは本件画像の著作者にはならない。
- 本件人工知能モデルの設計者は、本件画像を創作する意志を持たず、また後続の生成内容を予め設定することもしておらず、本件画像の生成過程には参加していない。本件において、設計者は単なる創作ツールの製作者に過ぎない。設計者はアルゴリズムやモデルを設計し、大量のデータを用いて人工知能を「訓練」することで、人工知能モデルが異なるニーズに応じて自動的に内容を生成できる機能を備えるようにした。この過程において、知的投入が行われたが、設計者の知的投入は人工知能モデルの設計に反映されているものであり、つまり「創作ツール」の製作に現れているに過ぎず、本件画像には反映されていない。したがって、本件人工知能モデルの設計者も本件画像の著作者ではない。
さらに、本件において、本件人工知能モデルの設計者が提供したライセンスにおいて「出力内容に関する権利を主張しない」と明言しており、これにより設計者は出力内容に対しても関連する権利を主張しないことが認められる。
- 原告（利用者）は本件人工知能モデルに関連設定を行い、最終的に本件画像を選定した者であり、本件画像は原告の知的投入に基づいて直接生成され、原告の個性表現を体現している。したがって、原告は本件画像の著作者であり、本件画像に対する著作権を享有する。
なお、本件において原告が著作者として著作権を享有するが、誠実信用の原則及び公衆の知る権利の保護から、原告は人工知能技術またはモデルを使用していることを明確に表示する必要がある。本件において、原告は「AIイラスト」として表示しており、これは公衆に対して当該内容が原告によって人工知能技術を用いて生成されたことを十分に認識させるものである。

AIに関する判例ーAI生成物の著作物性

本件画像は、都市、水面、建物、ハート及び水中の倒影を主な要素としており、シーン、環境、色彩、光影、角度およびその組み合わせなどにおいて、作者の独自の選択と配置を反映しており、独創性を有し、著作権法上の美術作品を構成し、著作権法により保護されるべき。

ただし、原告はMidjourney及びPhotoshopソフトウェアを使用して、プロンプトの修正、画像の変換及び具体的表現を通じて個性的な修正や選択を行ったが、原告が著作権を有する作品は、作品登録証明書の別紙に記載されている平面美術作品に限定され、半分のハートからなる立体芸術装置そのものではない。理由は以下の通りです。

第一に、本件画像の創作過程及び最終的な表現の媒体は、コンピュータやスマートフォンの画面などの出力機器に依存しており、これらの機器はいずれも平面形式である。

第二に、原告は本件画像に関して立体芸術装置の実現を行っておらず、本件画像の芸術的構想が実際に実現された立体的な造形芸術作品も存在しない。

第三に、本件画像は現実主義スタイルを有し、建物や灯台はバンドの実景に酷似しているが、あくまでAIGCであり、現実のシーンとは依然として大きな差異がある。仮に関連する装置が黄浦江に実現したとしても、著作権法により評価されるのは、その芸術装置自体であり、バンドの物理環境ではなく、かつその芸術装置自体が独創性を有することが前提となる。

最後に、本件画像における半分のハート形状のバルーンは、シンプルなハートの半分に過ぎず、似たようなアイデアも散見されるため、この半分のハートのデザインはあまりにも単純であり、独創性を欠くため、単独で作品として評価されるべきではない。

(2024) 蘇0581民初6697号
裁判所：江蘇省常熟市人民法院
判決日：2024年10月
⇒ **著作物性を肯定**



AIに関する判例—AI生成物の著作物性



(2024) 鄂0192知民初968号

裁判所：武漢東湖新技術開発区人民法院

判決日：2025年1月

⇒ **著作物性を肯定**

本件において、原告がAIGCソフトウェアを使用して生成した本件画像は、通常人々が目にする写真や絵画と異ならず、明らかに芸術領域に属し、一定の表現形式を有しているため、著作権法による保護を受けるべき。

本件画像と原告の創作過程との関連性に照らすと、原告が使用したキーワード「**」は、画面の要素および効果と対応しており、生成された画像と原告の創作活動の間には一定の「マッピング性」がある。

原告がキーワード、パラメータ、スタイル、光影効果を設定・調整し、画像を選択して最終的に被訴画像を得る過程において、原告は生成された作品に対して一定の「**制御と予見**」を持っている。この創作過程は、原告の構想、創作技法、審美選択を反映しており、原告の個性的表現を具現化している。したがって、本件画像は原告の知的成果を結実させたものであり、保護されるべきものである。

AIに関する判例—AI生成物の著作物性

(2024) 蘇0582民初9015号

裁判所：江蘇省張家港市人民法院

判決日：2025年3月

⇒ 著作物性を否定

(2025) 蘇05民終4840号

裁判所：江蘇省蘇州市中級人民法院

判決日：2025年4月

※一審原告が上訴したが、その後取り下げたため、判決が確定



AIに関する判例—AI生成物の著作物性

FANGDA PARTNERS
方達律師事務所

(2024) 蘇0582民初9015号

裁判所：江蘇省張家港市人民法院

判決日：2025年3月

- 主に人工知能によって自動生成された内容については作品として認定されるべきではない。しかし、利用者が人工知能の画像生成ソフトウェアをツールとして使用し、人的な独創性のある知的投入を反映させた場合、たとえそれが人工知能によって生成されたものであっても、著作権法に基づく保護を受ける作品と見なされるべき。
- 本件画像が作品に該当するか否かを判断するにあたり、着目すべきは、それが利用者の独創的な知的成果に該当するかどうか...人工知能ソフトウェアにおいて、利用者が初めて提示語を入力すると、その提示語のテーマや要素を反映した画像が生成されるが、この過程において人工知能がテキストから画像を生成する上で重要な役割を果たしており、利用者が画像に対して十分な独創性を発揮しているとは言えない。原告による2024年8月5日付類似画像の生成録画から確認できるように、初回に入力された提示語は2023年8月15日付本件画像の投稿内容よりも具体的かつ豊かであるにもかかわらず、初稿の画像は本件画像と表現的に大きく異なる。
- 人工知能ソフトウェア利用者が簡単な提示語とパラメータの入力のみで最終的な画像表現を決定することが難しいため、AI生成画像が独創的な知的成果に該当するかどうかは、創作過程における原始記録を通じて、利用者が美的選択や個性的判断を行ったかどうかで判断する必要がある。利用者は創作過程の原始記録を提供し、提示語の追加やパラメータの修正を通じて最初に生成された画像の調整、選択、及び加筆を行い、レイアウト、比率、視点、構図要素、色彩や線条といった表現要素に対して個性的選択と実質的な貢献を行ったことを証明する必要がある。
本件においては、前述の創作過程に関連するフローチャート等の原始記録が提供されていない。創作過程に原始記録の裏付けがない場合、その選択および修正は証拠を欠き、知的投入を反映しているとは言えない。
さらに、原告はMidjourneyソフトウェアによる画像生成のランダム性と不確実性から、問題となる画像と全く同一の内容を再現する生成過程がもはや不可能であると認めている。

AIに関する判例—AI生成物の著作物性



Children's chair with jelly texture, shape of cute pink butterfly, glass texture, light background



A cute children's chair shaped like a piece of watermelon, jelly texture, transparent, light background



Cute children's chair with jelly texture shaped like a butterfly, clear, symmetrical wings, light background, studio lighting, HD, high quality commercial photography, thin chair legs, light blue thin chair legs --style raw--v6.0--ar 3:4

AIに関する判例—AI生成物の著作物性

北互案正向提示词:ultra photorealistic:1.3),extremely high quality highdetail RAW color photo, in locations, japan idol, highly detailed symmetrical attractive face, angular simmetrical face, perfectskin, skin pores, dreamy black eyes, reddish-brown plaits hairs, uniform, long legs, thighhighs, soft focus, (film grain, vivid colors, film emulation, kodak gold portra 100, 35mm, canon50 f1.2), Lens Flare, Golden Hour, HD, Cinematic, Beautiful Dynamic Lighting”⁴⁾

4)

北互案反向提示词: (3d, render, cg, painting, drawing, cartoon, anime, comic:1.2)), bad anatomy, bad hands, text, error, missing fingers, extra digit, fewer digits, cropped, worst quality, signature, watermark, username, blurry, artist name, (long body), bad anatomy, liquid body, malformed, mutated, bad proportions, uncoordinated body, unnatural body, disfigured, ugly, gross proportions, mutation, disfigured, deformed, (mutation), (child:1.2), b&w, fat, extra nipples, minimalistic, nsfw, lowres, badanatomy, bad hands, text, error, missing fingers, extra digit, fewer digits, cropped, worst quality, low quality, normal quality, jpeg artifacts, signature, watermark, username, blurry, disfigured, kitsch, ugly, oversaturated, grain, low-res, Deformed, disfigured, poorly drawn face, mutation, mutated, extra limb, ugly, poorly drawn hands, missing limb, floating limbs, disconnected limbs, malformed hands, blur, out of focus, long neck, long body, ugly, disgusting, poorly drawn, childish, mutilated, mangled, old, surreal, text, b&w, monochrome, conjoined twins, multiple heads, extra legs, extra arms, meme, elongated, twisted, fingers, strabismus, heterochromia, closed eyes, blurred, watermark, wedding, group, dark skin, dark-skinned female, tattoos, nude, lowres, badanatomy, badhands, text, error, missing fingers, extra digit, fewer digits, cropped, worst quality, low quality, normal quality, jpeg artifacts, signature, watermark, username, blurry⁴⁾

4)

本案提示词: Children's chair with jelly texture, shape of cute pink butterfly, glass texture, light background⁴⁾

- 創作過程における原始記録の保存
(特に再現が不可能な場合)
- プロンプトやパラメータ等の設定の独
創性
- 制御と予見
- 利用規約

営業秘密に関する判例

2018年12月提訴

- 技術上の秘密に対する侵害行為の停止
- 損害賠償21億元

- Gグループ傘下企業の約40名の高級管理職及び技術者が次々とWグループに転職した。
- Wグループがこれらの離職者を発明者または共同発明者として、Gグループの電気自動車用シャーシ応用技術と同じ技術について、12件の実用新型を出願した。
- Wグループが発売した電気自動車に使用されたシャーシ部品はGグループが開発したシャーシ部品と一致している。

GEELY



威马汽车
WELTMEISTER

営業秘密に関する判例

一審（2018）沪民初102号

裁判所：上海市高级人民法院

判決日：2022年9月

判決内容：

- 技術上の秘密に対する侵害行為の停止
- 経済的損失500万元＋合理的支出200万元
- 訴訟費用については、原告側：被告側=40：60、原告側は4216720元負担、被告側は6325080元負担

二審（2023）最高法知民終1590号

裁判所：最高人民法院

判決日：2024年4月

判決内容（破棄自判）：

- 技術上の秘密に対する侵害行為の停止（侵害停止方法の明確化）
- 経済的損失637596249.6 元（2倍懲罰的賠償）＋合理的支出500万元
- 侵害行為の停止にかかる遅延履行金の明確化
- 訴訟費用については、原告側：被告側=40：60
 - 一審訴訟費用（10541800元）、原告側は4216720元負担、被告側は6325080元負担
 - 二審訴訟費用（10567600元）、原告側は4202720元負担、被告側は6364880元負担

The logo for Geely, consisting of the word "GEELY" in a bold, stylized, sans-serif font.

威马汽车
WELTMEISTER

営業秘密に関する判例

一審判決：

一、被告（W）側は、本判決発効日より直ちに原告（G）側営業秘密の侵害を停止すること。即ち、原告側のABCDE等5つの部品図面の使用を、当該図面が公知となるまで、停止すること。

二、被告は、本判決発効日より15日以内に、原告側に経済的損失500万元、合理的支出200万元を賠償すること。

三、原告側のその他の請求を棄却すること。

- 本判決が定めた期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、履行遅延期間の債務利息を倍額で支払うこと。
- 案件受理费（10541800元）は原告側が4216720元負担、被告側が6325080元負担。

二審判決：

一、（2018）沪民初102号民事判決を破棄すること。

二、W側は、本判決送達日より直ちにG側営業秘密の開示、使用、他人への許諾使用を停止すること。侵害停止の具体的な方法、内容、範囲は以下を含むがこれらに限らない。

1. 本判決送達日より、係争営業秘密の権利者の同意を得ない限り、いかなる方式による係争営業秘密の開示、使用、他人への許諾使用を停止すること。これには、係争営業秘密を使用して自らもしくは他人に委託して自動車シャーシ及びその部品を製造することを停止すること、係争営業秘密を使用して製造した自動車シャーシ及びシャーシ部品の販売を停止することを含む。侵害停止の時間は、係争営業秘密が公知となるまで続く。
2. 本判決送達日より、係争営業秘密の権利者の同意を得ない限り、係争12件の実用新案（専利番号1~12）を自己実施、他人への許諾実施、譲渡、質権設定またはその他の方式による処分をしてはならない。これには、かかる実用新案権が法に従い変更される前に、特許料を定期的かつ十分に支払わないことや特許無効審判請求に積極的に対応しないこと等の方法により悪意的に権利を放棄してはならないことを含む。
3. 本判決送達後30日以内に、人民法院の監督または係争営業秘密の権利者の立会いの下で、W側及びその関連会社、すべての在職または退職した従業員、EXシリーズ型電気自動車のシャーシ及びシャーシ部品の供給業者が保有または管理するすべての係争営業秘密を含む図面、数値モデル及びその他の技術資料を破棄または係争営業秘密の権利者に移譲すること。
4. 本判決送達後15日以内に、『人民法院報』上の公告掲載と同時に会社内部通知の形式で、本判決及びその中の侵害停止に関する要求をW側の株主、取締役、監査役、高級管理職、すべての従業員及び子会社、支店、その他の投資関係にある関連会社、及びEXシリーズ型電気自動車のシャーシ及びシャーシ部品の供給業者に通知し、かつ前述の通知対象者に対し本判決の履行に積極的に協力する旨を告知すること（公告内容は本判決別紙1に記載。内部通知は公告内容を含んだうえ本判決の理由部分に記載された関連指針に従ってより具体的な要求を提示すること）。
5. 本判決送達後30日以内に、本判決及びその中の侵害停止に関する要求を、書面（電子データを含む）で、係争営業秘密の権利者及びその関連会社（特にA社）からW側及び関連会社に転職した従業員、W側及び関連会社においてEXシリーズ型電気自動車のシャーシ及びシャーシ部品の開発に責任を持つもしくは関与したすべての者（高級管理職を含む）、EXシリーズ型電気自動車のシャーシ及びシャーシ部品の供給業者に個別に通知し、上記の者及び団体に営業秘密を保持し、侵害しないことの誓約書に署名するよう求めること（上記の者及び団体への通知内容は本判決別紙2に記載、誓約書の内容は本判決別紙3に記載）。
6. 本判決送達後45日以内に、上記4及び5の要求に関する新聞公告、会社内部通知、関係者及び団体への書面通知及びその署名した誓約書を上海市高级人民法院（一審裁判所）に提出し、かつG側に副本を提出すること。

三、W側は、本判決送達後30日以内に、G側に経済的損失637596249.6元、合理的支出5000000元を連帯して賠償すること。

四、G側のその他の請求を棄却すること。

五、W側の上訴請求は棄却すること。

本判決が定めた期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、履行遅延期間の債務利息を倍額で支払うこと。

期限内に他の義務を履行しなかった場合、法律に基づき遅延履行金を支払うこと（そのうち、本判決第2項第1の履行を拒否した場合は、1日につき1000000元、本判決第2項第2の履行を拒否した場合は、各専利ごとに一回限り1000000元、本判決第2項第3、4、5のいずれかの具体的な義務を期限内に履行しなかった場合、各々1日につき100000元）。

一審の案件受理费（10541800元）は、W側が共同で6325080元負担し、G側が共同で4216720元負担。

二審の案件受理费（10567600元）は、W側が共同で6304080元負担し、W1が60800元負担、G側が共同で4202720元負担。

※紙幅の関係で、判決文を一部省略・アレンジしたうえ訳している。

営業秘密に関する判例

一審判決：

一、被告（W）側は、本判決発効日より直ちに原告（G）側営業秘密の侵害を停止すること。即ち、原告側のABCDE等5つの部品図面の使用を、当該図面が公知となるまで、停止すること。

二審判決：

二、W側は、本判決送達日より直ちにG側営業秘密の開示、使用、他人への許諾使用を停止すること。侵害停止の具体的な方法、内容、範囲は以下を含むがこれらに限らない。

1. 本判決送達日より、係争営業秘密の権利者の同意を得ない限り、いかなる方式による係争営業秘密の開示、使用、他人への許諾使用を停止すること。これには、係争営業秘密を使用して自らもしくは他人に委託して自動車シャーシ及びその部品を製造することを停止すること、係争営業秘密を使用して製造した自動車シャーシ及びシャーシ部品の販売を停止することを含む。侵害停止の時間は、係争営業秘密が公知となるまで続く。
2. 本判決送達日より、係争営業秘密の権利者の同意を得ない限り、係争12件の実用新案（専利番号1~12）を自己実施、他人への許諾実施、譲渡、質権設定またはその他の方式による処分をしてはならない。これには、かかる実用新案権が法に従い変更される前に、特許料を定期的かつ十分に支払わないことや特許無効審判請求に積極的に対応しないこと等の方法により悪意的に権利を放棄してはならないことを含む。
3. 本判決送達後30日以内に、人民法院の監督または係争営業秘密の権利者の立会いの下で、W側及びその関連会社、すべての在職または退職した従業員、EXシリーズ型電気自動車のシャーシ及びシャーシ部品の供給業者が保有または管理するすべての係争営業秘密を含む図面、数値モデル及びその他の技術資料を破棄または係争営業秘密の権利者に移譲すること。
4. 本判決送達後15日以内に、『人民法院報』上の公告掲載と同時に会社内部通知の形式で、本判決及びその中の侵害停止に関する要求をW側の株主、取締役、監査役、高級管理職、すべての従業員及び子会社、支店、その他の投資関係にある関連会社、及びEXシリーズ型電気自動車のシャーシ及びシャーシ部品の供給業者に通知し、かつ前述の通知対象者に対し本判決の履行に積極的に協力する旨を告知すること（公告内容は本判決別紙1に記載。内部通知は公告内容を含んだうえ本判決の理由部分に記載された関連指針に従ってより具体的な要求を提示すること）。
5. 本判決送達後30日以内に、本判決及びその中の侵害停止に関する要求を、書面（電子データを含む）で、係争営業秘密の権利者及びその関連会社（特にA社）からW側及び関連会社に転職した従業員、W側及び関連会社においてEXシリーズ型電気自動車のシャーシ及びシャーシ部品の開発に責任を持つもしくは関与したすべての者（高級管理職を含む）、EXシリーズ型電気自動車のシャーシ及びシャーシ部品の供給業者に個別に通知し、上記の者及び団体に営業秘密を保持し、侵害しないことの誓約書に署名するよう求めること（上記の者及び団体への通知内容は本判決別紙2に記載、誓約書の内容は本判決別紙3に記載）。
6. 本判決送達後45日以内に、上記4及び5の要求に関する新聞公告、会社内部通知、関係者及び団体への書面通知及びその署名した誓約書を上海市高级人民法院（一審裁判所）に提出し、かつG側に副本を提出すること。

営業秘密に関する判例

一審判決：

本判決が定めた期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、履行遅延期間の債務利息を倍額で支払うこと。

二審判決：

本判決が定めた期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、履行遅延期間の債務利息を倍額で支払うこと。
期限内に他の義務を履行しなかった場合、法律に基づき遅延履行金を支払うこと（そのうち、本判決第2項第1の履行を拒否した場合は、1日につき1000000元、本判決第2項第2の履行を拒否した場合は、各専利ごとに一回限り1000000元、本判決第2項第3、4、5のいずれかの具体的な義務を期限内に履行しなかった場合、各々1日につき100000元）。

※本判決の不履行によりWがGに与えた実際の損失が上記の遅延履行金額を超えた場合、Gは別途損害賠償を主張することができる。また、当該遅延履行金はWが本判決の履行を拒んだ場合に負うべきその他の責任（強制執行や罰金等）に影響しない。

営業秘密に関する判例

▶ 権利者側による立証責任の軽減 「アクセス可能性+実質的同一性」ルールに対するさらなる緩和

「本件では、Gグループ傘下企業の高級管理職及び技術者など約40名が2016年7月前後に相次いで退職し、Wグループに入社し、電気自動車のシャシー技術開発を含む関連業務に従事していた。W1社は2016年5月9日に設立され、その最初のEX5型電動自動車は2018年9月には販売を開始し、わずか2年余りで電動自動車の量産及び販売を実現した。

このような元の職場から技術秘密にアクセスしまたは把握していた多くの従業員が短期間に集中して退職して新会社に入社するという組織的・計画的な行為に対し、被告（即ち新会社）が独立した研究開発に必要な合理的な時間よりも明らかに短期間で技術秘密に関連する製品を製造できた場合、さらに被告が技術秘密を取得するルートや機会を有していた場合、侵害の可能性は極めて高いため、技術秘密権利者の立証負担をさらに軽減すべき。この場合、被告が技術秘密の侵害行為を実施したと直接推定することができる。被告が技術秘密の侵害行為を否認する場合、その反論証拠を提出すべき。さもなければ、一般的に被告による技術秘密侵害を認めるべきである。」

- ① 多くの従業員が短期間に集中して退職して被告に入社したこと
- ② 従業員が技術秘密にアクセスしまたは把握していたこと
- ③ 被告が独立した研究開発に必要な合理的な時間よりも明らかに短期間で技術秘密に関連する製品を製造できたこと（拡大解釈として、技術秘密に関連する出願を行った等も考えられる）

◆ 技術秘密の使用に関する解釈

W社の製品とG社の図面との間に部分的な相違がある点について、最高裁は、W社の製品がG社の図面と比較し、多くの完全に同一の技術情報が含まれていたこと、その中にはG社特有の技術情報も含まれていたことから、W社の製品にはG社の技術秘密が使用されていたことを十分に証明できるとの判断を示しました。

「確かに、両者には少量の技術情報の相違があるが、侵害者による技術秘密の使用は、直接的な使用だけでなく、技術秘密に基づいて修正や改善を行った後の使用、ないし技術秘密の経験や教訓を基に違う技術や開発方向を選択する消極的な使用もありえる。そのいずれの使用形態でも、法的に侵害行為にあたる」。



営業秘密に関する判例

➤ 損害賠償の考え方

Gは21億元の損害賠償を請求する根拠として、以下のものを挙げている。

- <研究開発コスト/侵害利得> Wは526億元の資金を調達しており、研究開発コストの占有比率を4%で計算すると、約21億元の研究開発コストを節約しており、この節約されたコストは侵害利得でもある
- <技術価値> 資産評価会社が出した評価報告書により、係争技術秘密の価値は10.75億元と評価
- <車両販売による侵害利得> Wの公式ウェブサイト、メディア報道、目論見書などの資料により、係争技術秘密を使用した車両の販売収入は163.5876億元で、粗利率54.6%で計算すると89.3188億元の利益が得られる。シャーシの寄与率を40%とし、Wのシャーシの大半は係争技術秘密が使用されているため、係争技術秘密の寄与率を80%とし、 $89.3188\text{億元} \times 40\% \times 80\% = 28.582\text{億元}$

<一審判決>

Wの資金調達や車両販売は係争技術秘密に主に依存しておらず、Gの証拠はGの実際の損失やWの侵害利得を証明できなかったとして、裁量で500万元

<二審判決>

- <研究開発コスト/侵害利得> について、Gは二審でその主張を放棄
- <技術価値> について、評価報告書には一定の参考価値があるとしつつ、係争技術秘密は完全に公開され、価値が失われたわけではないため、評価報告書を直接的な根拠とすることはできない。
- <車両販売による侵害利得> について、Wが係争技術秘密を侵害して得た利益の形態は、関連車両の生産・販売による利益であり、これを基に賠償額を計算するのは合理的。

- ◆ 車両の販売数量、平均価格はWの目論見書に公開されているデータを基に推算
 - ◆ 販売利益率は、電気自動車業界の代表的企業2社の粗利率（10.6%-17.9%）を参考に、係争技術秘密の侵害による研究開発コストの節約、侵害行為の発生期間は電気自動車業界の上昇期等を考慮し、Wの販売利益率を若干高めに計算し、20%とした。
 - ◆ 係争技術秘密の寄与率は、G側評価報告書、W側専門家意見等を基に、8%とした。
- ⇒ 賠償額は「販売数量 × 平均価格 × 販売利益率20% × 技術寄与率8%」



営業秘密に関する判例

➤ 損害賠償の考え方（懲罰的損害賠償について）

懲罰的賠償規定は、2019年4月23日改正・施行の「不正競争防止法」に新たに設けられたもので、

- 2019年4月（含む）の分までは補償的賠償のみ、懲罰的賠償適用外
- 2019年5月からの分は2倍の懲罰的賠償

< 懲罰的賠償の斟酌要素 >

Wには明確な侵害の故意があること

- Wの代表者は、以前Gに副社長として在籍しており、WとGの間に競争関係があることを十分に理解しているにもかかわらず、WはGの高級管理職および技術者など約40名をGから引き抜いたこと。
- これらの離職者は、Gと秘密保持契約を締結していることを認識しており、自らの行為が秘密保持規定に違反することを知りながら行動したこと。

Wの侵害の情状は極めて悪質であること

- WはGの高級管理職および技術者など約40名という大規模かつ組織的な引き抜きを行ったこと
- 従業員AはGから離職前に意図的にGの関連技術資料や文書を収集し、大量にダウンロードしたこと。
- 従業員B、C、DはWに就職後、技術秘密をWに開示し、Wがその情報をもとに実用新案を出願し、さらに電動自動車のシャーシおよびシャーシ部品を製造していたこと
- 2018年12月Gが提訴後も、Wは技術秘密の侵害行為を停止しなかったこと。

Wの侵害結果は深刻であること

- WはGの技術秘密を利用することによって、電動自動車のシャーシ技術をいち早く把握し、自社の電動自動車を市場に売り出して大きな競争優位を獲得し、その結果、Gが関連するプロジェクト建設契約を履行できなくなり、Gに巨額の損失を与えた。

< 軽減要素 > 二審において、Wは合法的な技術出所の抗弁を放棄し、誠実な訴訟に向けて努力したこと。





ご清聴ありがとうございました

FANGDA PARTNERS
方達 律師事務所

FANGDA PARTNERS
方達律師事務所

北京

〒100020
中国北京市
北京嘉里中心北楼27階
朝陽区光華路1号

Tel: (8610) 5769-5600
Fax: (8610) 5769-5788

上海

〒200041
中国上海市
興業太古滙香港興業中心二座24階
石門一路288号

Tel: (8621) 2208-1166
Fax: (8621) 5298-5599

深セン

〒518048
中国深セン市
嘉里建設広場T1座17階
福田区中心四路1号

Tel: (86755) 8159-3999
Fax: (86755) 8159-3900

南京

〒210005
中国南京市
鼓楼区漢中路2号
亜太商務楼38階

Tel: (8625) 8690 9999
Fax: (8625) 8690 9099

香港

中国香港
中環康樂広場8号
交易広場一期26階

Tel: (852) 3976-8888
Fax: (852) 2110-4285

広州

〒510623
中国広州市
合景国際金融広場17階
珠江新城華夏路8号

Tel: (8620) 3225-3888
Fax: (8620) 3225-3899

シンガポール

〒048616
シンガポール
ワン ラッフルズ プレイス#55-00
ワン ラッフルズ プレイス タワー1

Tel: (65) 6859-6789
Fax: (65) 6358-2345